

宮城県がん対策推進計画を推進するための 主な取組(アクションプラン)

宮城県がん対策推進計画の全体目標

(1) 目標項目

- ・がんにより死亡する人の減少 ～がんの年齢調整死亡率（75歳未満）の20%減少～
- ・すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上

(2) 到達目標

【がんの年齢調整死亡率（75歳未満）の20%減少】

	計画策定年度 (H19 年度)	現況	計画策定の5年後 (H23 年度)	計画の目標年度 (H28 年度)
全ての がん	指標値 (H17 年) (人口 10 万対) 89.8	指標値 (H19 年) (人口 10 万対) 89.1	指標値 (H21 年) 減少率 9.5% 人口 10 万対 81.3 [内訳] ・1990～2005 年の 75 歳未満のがん年齢調整死亡率の減少 (1%/年) の持続 (1%/年×5 年) + 加速要因 加速要因 ・非喫煙率の増加による減少率 4.5% ・がん検診受診率 70%達成による減少率(※1) (がん検診受診率 胃がん 70%以上) (子宮がん 70%以上) (肺がん 70%以上) (乳がん 70%以上) (大腸がん 70%以上) ※1 がん検診受診率の向上による効果は、検診受診から死亡減少に要する時間的要素(国計画では5年のタイムラグをみている)を考慮すると、この目標年次では、減少率を算出することはできない。	指標値 (H26 年) 減少率 20.0% 以上 人口 10 万対 71.8 [内訳] ・1%/年×10 年+ 加速要因 加速要因 ・非喫煙率の増加による減少率 4.5% ・がん検診受診率 70%による減少率 8.2% ・食塩摂取量等栄養食生活の改善 3.0% ・均てん化の推進 4.9% (主要 5 臓器では、3.2%)

【参考1】がん検診対象部位別年齢調整死亡率（がん検診受診率70%達成による減少率）

計画策定年度（H19年度）		目標年度（H28年度）	
指標値（H17年） （人口10万対）		指標値（H26年）	
胃	13.0	減少率 胃 15.7%	人口10万対 胃 11.0
子宮	5.0	子宮 44.5%	子宮 2.8
肺	14.6	肺 5.1%	肺 13.9
乳房	11.2	乳房 6.9%	乳房 10.4
大腸	11.4	大腸 27.0%	大腸 8.3

【参考2】部位別がん年齢調整死亡率

	計画策定年度（H19年度）	現況	計画策定の5年後（H23年度）	計画の目標年度（H28年度）
部位別 年齢調 整死 亡率	指標値（H17年） （人口10万対）	指標値（H19年） （人口10万対）	【全がん年齢調整死亡率と同様に 各部位一律に△9.5%とした場合】 指標値（H21年） 減少率	【全がん年齢調整死亡率と同様に 各部位一律に△20.0%とした場合】 指標値（H26年） 減少率
	胃 13.0	胃 13.3	人口10万対 胃 11.8	人口10万対 胃 10.4
	子宮 5.0	子宮 3.2	子宮 3.2 (※)	子宮 3.2 (※)
	肺 14.6	肺 15.2	肺 13.2	肺 11.7
	乳房 11.2	乳房 12.9	乳房 10.1	乳房 9.0
	大腸 11.4	大腸 9.8	大腸 9.8 (※)	大腸 9.1
	食道 4.3	食道 4.0	食道 3.9	食道 3.4
	肝臓 7.9	肝臓 7.9	肝臓 7.1	肝臓 6.3
	胆嚢 3.4	胆嚢 3.1	胆嚢 3.1	胆嚢 2.7
	膵臓 6.5	膵臓 7.3	膵臓 5.9	膵臓 5.2
	卵巣 4.7	卵巣 3.8	卵巣 3.8 (※)	卵巣 3.8
	前立腺 2.8	前立腺 3.2	前立腺 2.5	前立腺 2.2
	膀胱 1.0	膀胱 1.2	膀胱 0.9	膀胱 0.8
	悪性リンパ腫 2.3	悪性リンパ腫 2.0	悪性リンパ腫 2.0 (※)	悪性リンパ腫 1.8

※ (※)の数値は、計画策定年度の数値からの減少率では、現況値を上回ってしまうため、現況値と同じ数値としたもの。

1. がん医療の均てん化

具体的な取組別各機関等のアクションプラン

①がん医療従事者の育成及び確保並びに放射線療法及び化学療法の推進

機関：◎実施主体、○連携、協力、支援

目標	項目	推進内容			機関				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	県	市町村	医療機関等	関係団体等	県民患者等
<p>* すべてのがん診療連携拠点病院において、放射線療法及び外来化学療法を実施できる体制を整備すること</p> <p>すべてのがん診療連携拠点病院において実施されているが、放射線治療医が非常勤の病院があることから、すべての病院で常勤体制を目指す</p> <p>* 常勤体制の病院 5病院/7病院 (H21.10) ↓ 7病院/7病院 (H23年度)</p>	がん診療に従事する者に対する研修の推進（緩和ケア等を除く）	<p>◇ 県がん診療連携拠点病院において、がん診療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師、薬剤師、看護師等を対象とした研修の実施</p> <p>◇ がん診療連携拠点病院において、当該2次医療圏等においてがん診療に携わる医師、薬剤師、看護師等を対象とした研修の実施</p> <p>◇ 県と関係団体との連携において、がん看護の実践能力の高い看護師の育成を推進するための研修の実施</p> <p>◇ がん診療連携拠点病院及びがん診療を行う地域の中核的な病院（がん診療連携拠点病院を除く。以下「地域中核病院」という。）において、放射線療法及び化学療法の専門医をはじめとしたがん専門の医師、薬剤師、看護師等の育成を推進するため、がんプロフェッショナル養成プランの研修への協力</p> <p>◇ 各医療機関において、医療従事者のがん治療に関する知識や技術の習得を図るための研修等参加を支援</p> <p>◇ 地域中核病院に対し、がん診療に従事する医師、薬剤師、看護師等の研修等参加を支援</p>	○	○	◎	○	◎		
	放射線療法部門、化学療法部門の設置	<p>◇ 県がん診療連携拠点病院において、複数種類のがんに対し放射線療法を行う機能を有する部門及び複数種類のがんに対し化学療法を行う機能を有する部門をそれぞれ設置し、当該部門の長として、専任の放射線療法又は化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を配置</p>			◎				
	集学的治療の提供体制の整備	<p>◇ がん診療連携拠点病院において、我が国に多いがん（※1）その他各がん診療連携拠点病院が専門とするがんについて、手術、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療の提供</p> <p>◇ がん診療連携拠点病院において、がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、カンサーボード（※2）の設置及び定期的な開催</p>			◎		◎		

※1 我が国に多いがん：肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がん

※2 キンサーボード：手術、放射線療法及び化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の専門を異にする医師等によるがん患者の症状、状態及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンスという

③がん診療連携拠点病院の整備とネットワークづくり

機関：◎実施主体、○連携、協力、支援

目標	項目	推進内容			機関				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	県	市町村	医療機関等	関係団体等	県民患者等
<p>*原則、すべての2次医療圏において、概ね1箇所程度がん診療連携拠点病院を整備すること</p> <p>医師や治療器材の充足状況等を踏まえると、すべての医療圏でがん診療連携拠点病院を整備することは難しい状況です</p> <p>3医療圏/7医療圏 (H21.10)</p> <p>↓</p> <p>3医療圏/7医療圏 (H23年度)</p>	地域連携の推進	<p>◇ 県がん診療連携拠点病院において、地域がん診療連携拠点病院等に対し、情報提供、症例相談及び診療支援の実施</p> <p>◇ がん診療連携拠点病院において、病理診断又は画像診断に関する依頼、手術、放射線療法又は化学療法に関する相談など、地域の医療機関の医師と相互に診断及び治療に関する連携協力体制の整備</p> <p>◇ がん診療連携拠点病院において、当該2次医療圏等においてがん医療に携わる医師等を対象とした早期診断に関する研修の実施</p> <p>◇ がん診療連携拠点病院において、地域の医療機関から紹介されたがん患者の受入れ及びがん患者の状態に応じ、地域の医療機関へがん患者の紹介を実施</p> <p>◇ 地域中核病院において、診療ガイドラインに準ずる標準的治療、専門治療後のフォローアップ、喪失した機能のリハビリテーション等の実施</p> <p>◇ 各医療機関において、他のがん診療を行う医療機関との連携の推進</p>	○		◎				
	地域連携クリティカルパスの整備	<p>◇ がん診療連携拠点病院において、我が国に多いがんについて、地域連携クリティカルパス(※3)の整備</p> <p>◇ がん診療連携拠点病院において、地域連携クリティカルパスを活用するなど、地域の医療機関等と協力し、必要に応じて、退院時に当該がん患者に関する共同の診療計画の作成等の実施</p>	○		◎				
	がん診療連携拠点病院の評価	<p>◇ がん診療連携拠点病院の活動状況について、報告の徴収及び必要に応じての現地調査による把握及び評価の実施</p>	◎		◎				
<p>*すべてのがん診療連携拠点病院において、5大がん(肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん)に関する地域連携クリティカルパスを整備すること</p> <p>この地域連携クリティカルパスが整備されているがん診療連携拠点病院</p> <p>0病院/7病院 (H21.10)</p> <p>↓</p> <p>7病院/7病院 (H23年度末)</p>									

※3 地域連携クリティカルパス：がん診療連携拠点病院と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、共同診療計画表及び患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表をいう

④在宅医療の推進

機関：◎実施主体、○連携、協力、支援

目標	項目	推進内容			機関				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	県	市町村	医療機関等	関係団体等	県民患者等
<p>*がん患者の意向を踏まえ、住み慣れた家庭や地域での療養を選択できる患者数を増加させること</p> <p>在宅看取り率 11.06% (H19年) ↓ 13.0% (H22年)</p> <p>現にがん患者に対する在宅医療を行っている在宅療養支援診療所数 34診療所 (H21.10) ↓ 53診療所 (H23年度)</p>	地域の医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇ みやぎ在宅ホスピスケアネットワークによる、事例検討等ネットワークによる活動による技術の向上、各拠点における勉強会の実施による関係者の連携の強化の推進 ◇ 地域において、保健所や在宅緩和ケアの中核を担う医師を中心とした関係者や関係機関の連携の推進 ◇ 宮城県医師会において、研修会の開催や検討委員会等による、在宅緩和ケアや終末期医療の推進 ◇ 宮城県薬剤師会において、チーム医療や地域医療の中で薬剤師が役割を果たせるよう、「在宅訪問薬剤管理指導」の指定や「麻薬小売業者」の免許取得の促進及び薬局間での譲受・譲渡の体制整備の推進 ◇ 宮城県看護協会において、訪問看護推進会議を通じた訪問看護の拡充や機能強化 ◇ 各医療機関や地域において、医療従事者や介護従事者のがん治療に関する知識や技術の習得や理解を図るための研修等参加を支援 	○	○	◎	○			
	退院時体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇ がん診療連携拠点病院において、かかりつけ医の協力・連携を得て、主治医及び看護師が緩和ケアチームと共に、退院後の居宅における緩和ケアに関する療養上必要な説明及び指導の実施 ◇ 県と関係団体との連携において、退院時の調整が適切に行われるよう医療機関に対する研修の実施 ◇ 「患者発・宮城版退院時サポートプロジェクト」の推進 	○	○	◎	○			
	介護保険利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域包括支援センターにおいて、がん患者の介護予防プランのマネジメントの推進 ◇ がん患者の要介護認定制度の啓発普及 ◇ がん患者の要介護認定の手続きをさらに迅速化 		◎					
	評価等の検討	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 在宅緩和ケアの推進を図るための評価や指標の仕組みの検討 ◇ 医療と介護の連携等在宅療養支援に関する制度的問題点の検討 	◎	○	○	○	○	○	

⑤がん医療に関する相談支援等及び情報提供

機関：◎実施主体、○連携、協力、支援

目標	項目	推進内容			機関				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	県	市町村	医療機関等	関係団体等	県民患者等
<p>* 原則としてすべての2次医療圏において、概ね1箇所程度相談支援センターを整備すること</p> <p>相談支援センター機能が整備されている医療圏 6医療圏/7医療圏(H21.10) ↓ 7医療圏/7医療圏(H23年度)</p> <p>* すべての相談支援センターに、がん対策情報センターによる研修を終了した相談員を配置すること</p> <p>この相談員が配置されている相談支援センター ・すべてのがん診療連携拠点病院の相談支援センターに配置 ・がん診療連携拠点病院以外の病院 0病院/4病院(H21.10) ↓ 4病院/4病院(H23年度)</p>	相談支援機能の充実	<p>◇ がん診療連携拠点病院のない2次医療圏における相談支援センター機能の整備</p> <p>◇ 相談支援センターにおいて、国立がんセンターがん対策情報センターによる研修を修了した相談支援に携わる者の配置</p> <p>◇ 相談支援センター機能の積極的な啓発普及</p> <p>◇ 地域中核病院において、がん患者やその家族に支援を行っているボランティア等の受入れ</p> <p>◇ 相談支援センター、サロン等を積極的に活用した悩みや不安の解消</p>	◎		◎				
	セカンドオピニオン提示体制の充実	<p>◇ がん診療連携拠点病院及び同病院以外の専門的ながん医療を提供する医療機関において、我が国に多いがん及びその他のがんについて、手術、放射線療法又は化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師によるセカンドオピニオン(※4)を提示する体制の整備</p> <p>◇ 県がん診療連携拠点病院において、県内のセカンドオピニオンを提示する体制を有する医療機関の一覧の作成、共有及び広報</p>	○		◎				
	情報提供の充実	<p>◇ がん診療連携拠点病院において、診療成績、診療機能等についてホームページ等で積極的な情報公開</p> <p>◇ がん診療連携拠点病院において、がんに関する情報を掲載したパンフレット等を作成し、自ら及び他のがん診療を行う医療機関への配布</p> <p>◇ 相談支援センターにおいて、がん対策情報センター等国の機関が発する科学的根拠のある情報の継続的な収集・蓄積、情報提供</p> <p>◇ がん対策情報センターによる「患者必携」を全てのがん患者に配付</p> <p>◇ 「患者発・宮城版退院時サポートプロジェクト」の推進(再掲)</p> <p>◇ 各医療機関におけるがん診療の実施状況や体制の把握</p> <p>◇ 在宅ケアに関する医療・福祉資源の把握及び把握した情報の提供</p> <p>◇ 医療機能情報のわかりやすい提供をはじめ、地域における連携体制の状況や各医療機関の専門分野等の情報提供</p> <p>◇ 地域がん登録による生存率の把握・提供</p> <p>◇ がんに関する正しい知識の取得</p>	○	○	◎	○		○	◎

※4 セカンドオピニオン：診断及び治療法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見をいう

⑥患者会等の充実

機関：◎実施主体、○連携、協力、支援

目標	項目	推進内容			機関				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	県	市町村	医療機関等	関係団体等	県民患者等
＊がん患者・家族会の活動を充実させること サロン等の開催箇所 12箇所（H21.10） ↓ 15箇所（H23年度） サロン等の開催回数（年間延べ数） 166回（H21年度） ↓ 200回（H23年度）	患者会等活動の充実	◇ 患者会等やその支援者相互の連携支援			◎				◎
		◇ サロン等の開催及びその支援			◎		○	◎	○
		◇ 患者会やサロン等の活動を広く周知			◎	○	◎	◎	
		◇ がん診療連携拠点病院において、相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築			○		◎	◎	
		◇ 患者会、サロン等において、在宅療養サポートの実施			○	○	○	◎	○
		◇ 患者会、サロン等への積極的な参加							◎

【機関】（各分野共通）

- ・ 県
- ・ 市町村
- ・ 教育機関：幼稚園、小中学校、高等学校、大学等
- ・ 医療保険者：市町村、健康保険組合、政府管掌健康保険組合、共済組合、国保組合等
- ・ 職 域：事業所、労働基準行政機関、県産業保健推進センター、地域産業保健センター、その他の産業保健関係機関・団体等
- ・ 関係団体等：医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、学術団体、ケアマネージャー協会、その他NPO等
- ・ 医療機関等：がん診療連携拠点病院、同病院以外の病院、診療所、検診等実施機関
- ・ 民間事業者：各分野に関連する民間事業者等
- ・ 県民、患者等

各機関等のアクションプラン

機関：◎実施主体、○連携、協力、支援

目標	項目	推進内容			機関								
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	県	市町村	教育機関	医療保険者	職域	医療機関等	関係団体等	民間事業者	県民患者等
及 67.3% (H17年) ↓ 100% (H22年度)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会、講演会等の開催、女性向けセミナーの開催 ・ 医療機関、薬局等を通じた普及啓発資料の配布 ◇ 健診、がん検診や保健事業等での喫煙の健康影響に関する資料の配布及び説明・助言の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診・特定保健指導時の説明 ・ 乳幼児健診、母子健康手帳交付時の説明・アドバイス ・ 民間事業者への出前講座の実施 	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
* 未成年者の喫煙率 — ↓ 0% (H22年度)	未成年者の喫煙防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 保育所、幼稚園、小中学校、高等学校への出前講座等の実施 ◇ 小中高等学校敷地内禁煙の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村教育委員会における学校の喫煙対策状況の把握 ◇ 喫煙防止（防煙）教育の充実及び指導者の研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 養護教諭等向け研修会・講習会の開催 ◇ 未成年者喫煙防止のための活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 未成年者喫煙防止連絡協議会の設置 ◇ 未成年者に対するたばこ販売禁止の徹底 	◎	◎	○								

※ 「H17年」は平成17年県民健康調査、「H18年」は平成18年県民健康栄養調査、「H19年」は平成19年健康推進課調査。

